

8 東彼杵町条例第9号

東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例

東彼杵町地域活性化住宅管理条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>2 前項各号のうち、共用部分に要する費用は共益費として入居者の負担とする。</u></p> <p><u>3 町長は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用のうち入居者の共通の利益を図るため必要と認められるものを共益費として入居者から徴収し、負担することができる。</u></p>	<p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。